

総合診療科専門医を目指すなら長崎で！！

専門医師確保対策資金貸与者募集《総合診療科》

長崎県では、将来、総合診療科の専門医として活躍する研修医に研修資金を貸与します。

1. 貸与対象者	将来、総合診療科専門医として、指定する県内の公的医療機関等に勤務しようとする初期臨床・専門研修医（県内の医療機関で研修を受ける方に限ります。） ※令和8年度新規募集 小児科・産科・救急科・総合診療科・脳神経外科・精神科合わせて7人程度
2. 貸与内容	○研修資金 月額15万円以内 ○貸与利率 14.5% ○貸与期間 最大3年間
3. 履行すべき義務	専門研修修了後2年を経過するまでの間に、下記の医療機関の職員となり総合診療医として、貸与期間の1.5倍に相当する期間勤務すること。（甲の医療機関に1年以上勤務した場合は、1倍に相当する期間勤務すること。） ※専門研修終了後、指定する県内の医療機関での勤務を開始する前に、2年間は県内外の他の医療機関での勤務（研修）も可能

勤務医療機関

甲：長崎県島原病院、長崎県五島中央病院、長崎県上五島病院、長崎県杵岐病院、長崎県対馬病院、長崎県上対馬病院、平戸市民病院

※総合診療科は甲の医療機関のみ

○返還免除 研修終了後、履行すべき義務を終了した場合は、元金及び利息の返還を免除します。

※返還が免除された場合、免除額が所得税の課税対象（必要経費除く）となります。

・下の事例は一般的な例です。初期臨床・専門研修中であれば、どの年度からでも貸与開始は可能です。

【勤務例1】3年間貸与を受けた場合で、甲の公的医療機関に勤務の場合

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			甲の医療機関勤務				
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 3年 →				

【勤務例2】3年間貸与を受けた場合で、乙の公的医療機関に勤務の場合

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			乙の医療機関勤務				
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 4年6月 →				

【勤務例3】3年間貸与を受けた場合で、乙の公的医療機関に4年、甲の公的医療機関に0.5年勤務の場合（甲勤務1年未満）

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			乙の医療機関勤務			甲勤務	乙勤務
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 4年6月 →				

【勤務例4】3年間貸与を受けた場合で、乙の公的医療機関に3年、甲の公的医療機関に1年勤務の場合（甲1年以上は1倍で換算）

年次	1	2	1	2	3	1	2	3	4	5
形態	初期臨床研修		専門研修			乙の医療機関勤務			甲の医療機関勤務	
	研修資金貸与					必要勤務期間				
	← 3年 →					← 4年 →				

お問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室 担当：中橋

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2421（直通）

FAX 095-895-2573

E-mail s04045@pref.nagasaki.lg.jp

URL <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/hoken-iryo/iryojinzai/isinoyousei/senmonishitaiyo/>